

広島県告示第九百七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田雄山

病院又は診療所

名称		新	旧	所在地		自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センター		広島県立身体障害者リハビリテーションセンター	東広島市西条町大字田口二九五―三	精神通院医療	育成医療・更生医療	リハビリテーション科	丸石正治	黒瀬靖郎	平成一九年四月一日